

## 「万代庁舎使用上の注意事項」

### ○構内への出入り等

#### ・車両の出入口

開門時刻 8：20 閉門時刻 19：00

・構内において、車両は、徐行運転、一方通行の規則、通路等での駐車禁止等を遵守してください。

・車両で運んできた荷物の積み下ろしを行う場合は、庁舎南側通路の歩道寄りに車両を止め、作業を行って下さい。

・車両の停車位置は、「南通用口の正面」、「地下タンク前」、「地下公用車置場出入口前」を避けて下さい。

・作業終了後は、速やかに車両を来庁者駐車場へ移動してください。

・来庁者駐車場へ入庫の際に「駐車整理券」を受け取り、必ず用務先又は、県庁1階「県民ふれあいセンター」で確認印を押印してもらった上、出庫の際に係員に渡してください。

・場内は一方通行です。逆走や駐車枠を横断する行為は事故につながる恐れがありますので、絶対にしないでください。

### ○禁止行為

庁舎等内では、次に掲げる行為は禁止されています。

・正当な理由がなく爆発性、自然発火性又は引火性の物、劇毒物、銃砲等又は刀剣類、凶器その他危険又は有害と認められる物（以下「危険物等」という。）を持ち込むこと。

・危険物等を危険防止の措置を講じないで取り扱い、又は所定の場所以外の場所に置くこと。

・爆発又は引火のおそれのある物の近くで火気を取り扱うこと。

・県庁舎等又は県庁舎等内の物を傷つけること。

・ごみ、汚物等を指定の場所以外の場所に捨てること。

・出入口の閉鎖後長居すること。

・正常な執務を妨げ、若しくは妨げるおそれのある行為又は座り込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行を妨げ、若しくは妨げのおそれのある行為をすること。

・示威、宣伝、陳情、請願等のため、旗、のぼり、プラカード又はこれらに類する物を持ち込むこと。

・庁舎管理責任者が指定した場所以外の場所に車両を置くこと。

・その他県庁舎等内における秩序を乱し、若しくは安全を脅かす行為又はそのおそれのある行為をすること。

### ○敷地内禁煙